

# 「令和3年度三重県観光客実態調査事業」業務仕様書

## 1 目的

当該業務は、三重県内の主な観光施設（以下「調査地点」という。）を訪れた観光客（以下「来訪者」という。）の旅行目的、滞在種別（日帰り・宿泊）、来訪手段、消費額、満足度など、三重県を訪れる来訪者の行動実態に関する調査（以下「三重県観光客実態調査」という。）を実施し、その特性、傾向等の分析、考察を行い、観光振興に関する施策の立案に生かす。

なお、三重県においては、「みえの観光振興に関する条例」に基づく「三重県観光振興基本計画（令和2年三重県議会議案第71号）」及び「みえ県民力ビジョン第三次行動計画（令和2年三重県議会議案第66号）」（令和2年度から令和5年度まで）において、三重県への来訪者の「量（観光消費額）」と「質（観光客満足度等）」の両面に着目した目標を設定しており、当該調査を通じて得られたデータを用いて当該目標値の進捗状況を把握する。

## 2 業務内容

### (1) 三重県観光客実態調査の実施

#### (ア) 調査方法

調査地点を訪れた来訪者（日本人）を対象とした調査員による対面聞き取り調査とする。

#### (イ) 調査地点

原則として、県内14地点

※調査地点の選定については、県内5つの地域区分（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）のバランスや各地点における観光入込客数などを考慮したうえで、提案事業者による提案内容をもとに、三重県と協議して決定するものとする。

#### (ウ) 調査時期

実施時期は、令和3年度四半期（5・6月、7～9月、10～12月、1～3月）の年4回とする。

実施日は、各期のうち任意の休日とし、県と協議のうえ決定するものとする（各調査地点で年4回）。

※（参考）国の「観光入込客統計に関する共通基準」では、都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理想的とされている。

#### (エ) 調査サンプル数

総サンプル数：年間3,500以上

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

※上記の条件下で、総サンプル数を確保できるよう計画すること。

※四半期毎のサンプル数の配分は、四半期毎の集客状況に合わせたものとし、調査実施前に年間取得計画を作成し、県と協議すること。また、調査日に計画するサンプル数に至らなかった場合、速やかに県に報告するとともに、追加調査等を行うなど、サンプル数を確保するために必要な措置を、県と協議したうえで行うこと。

#### (オ) 調査項目

経年変化を捉えた分析を行うため、原則として過年度に実施した「三重県観光客実態調査事業」において調査した項目及び国の「観光入込客統計に関する共通基準

(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html>)」に準じた項目とする。

調査項目(案)は別添「調査票(例)」のとおり。

※提案事業者において、調査項目についての提案がある場合は、三重県と協議して決定するものとする。

(カ) その他

- ① 調査対象とする来訪者は、観光を終えた者とする。また、特定の世代や旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。
- ② 調査員に対して、対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について十分説明を行い、適正な調査が行えるよう留意すること。
- ③ 調査の実施にあたっては、県調査である旨の表示をした腕章もしくは名札を必ず着用すること。
- ④ 調査に協力いただいた来訪者には、三重県の観光パンフレット等を提供することとする。それらは県から提供するが、各調査地点への送付は調査票等と一括して提案事業者が行うこととし、その際の送料は提案事業者が負担すること。
- ⑤ 調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、県に早急に連絡を行うとともに、連携してその処理にあたること。
- ⑥ 円滑に調査が行えるよう、調査員の健康管理を適切に行うとともに、問題が生じた際は速やかに対応できるよう体制を構築すること。
- ⑦ 当該業務が、国が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に準拠した調査となるよう、その実施全般にわたって配慮すること。

(2) データの分析及び考察並びに報告書の作成

(ア) データの分析及び考察

当該調査(アンケート調査)結果の出力は、各調査項目の県全体及び県内5つの地域区分毎に全体/期別集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、過去の調査結果や県内外の社会情勢などを加味した分析を行う。

また、上記分析に加え、国の「観光入込客統計に関する共通基準」に沿ったデータを観光庁報告用の基礎データとして算出すること。

(イ) データの活用

(ア)の分析結果を元に、他の統計調査データとも組み合わせ、多彩な切り口によるデータの活用方法を提案する。

(ウ) 報告書の作成

報告書は、四半期調査後に作成する速報版(3期分)と、年間の調査を通じて作成する報告書の4種類を作成する。

3 契約上限額 4, 715, 612円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名 : 令和3年度三重県観光客実態調査
- (2) 委託期間 : 契約の日から令和4年3月23日（水）まで
- (3) 成果品 : 下表のとおり
- (4) 成果品の提出期限 : 下表のとおり

	成果品	提出期限	部数、内容等
観光客実態調査	報告書（速報版）及びローデータ	調査実施日から2か月以内	・電子媒体（Word 及び Excel）
	報告書及びローデータ	令和4年3月23日（水）	・A4版 ・電子媒体（Word 及び Excel）
	国の共通基準による調査報告用データ	三重県が別途指定した日	・電子媒体（Excel）

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和3年度三重県観光客実態調査業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 調査方法等の具体性
- (2) 調査方法等の効果性
- (3) 分析方法の明瞭性
- (4) 事業の企画性
- (5) 事業の実効性
- (イ) 企画提案書の提出期限は、令和3年4月30日（金）17時締切（必着）
- (ロ) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 観光政策課

(ハ) 提出方法

- ・受取確認が可能な郵便や宅配便等による送付、上記提出場所への持参に限る。
  - ・メール及びファクシミリでの提出は出来ない。
  - ・企画提案書を郵便等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。
- (ニ) 提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。（令和3年5月11日（火）午後1時：三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室（予定））。ただし、提案者が多数の場合は、選定委

員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

※ 提案者が多数の場合の書類審査の結果およびヒアリングの実施日時については、提案したすべての者に令和3年5月10日(月)17時までにメールにて連絡する。

(ホ) 上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

(ヘ) 随意契約は、見積書の提出により行う。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書

#### (i) 様式、部数

様式自由 A4版15頁以内(9部提出すること)

#### (ii) 内容

(イ) 企画提案書

(ロ) 費用内訳書(「消費税込み」か「外税」かを表記のこと)

(ハ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

(ニ) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。)

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用(有料))」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

### 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

### 16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局観光政策課

Tel : 059-224-2077

FAX : 059-224-2801

E-mail : kanko@pref.mie.lg.jp

担当：名倉